

事業継続計画（ＢＣＰ）

有限会社まほろば

目次

事業継続計画（B C P）	1
事業計画基本計画書	3
1． 基本方針	4
(1) 目的	4
(2) 適用範囲	4
(3) 基本方針	4
(4) リスクの把握	5
2． 危機管理体制	8
(1) 危機管理体制の整備	8
(2) 担当と役割	8
3． 重要業務	9
(1) 重要業務	9
(2) B C P 発動時の対応方針	9
4． 教育・訓練	10
5． B C P の見直し	10
事業継続計画書（地震編）	11
1． 被害想定	12
(1) 想定する災害	12
(2) 想定される災害状況	12
2． 地震直後の初動対応	13
(1) 危機管理対策本部の設置	13
(2) 初動対応	13
3． 事業継続対応	14
(1) B C P の発動基準	14
(2) 目標復旧期間と目標復旧レベル	14
(3) 事業継続のための方針	15
事業継続計画書（感染症編）	17
1． 感染想定	18
(1) 想定する感染症	18
1． 感染症発生直後の初動対応	18
(1) 危機管理対策本部の設置	18
(2) 初動対応	18
3． 事業継続対応	19
(1) B C P の発動基準	19
(2) 目標復旧期間と目標復旧レベル	19
(3) 事業継続のための方針	19
4． 感染症発生後の対応の流れ	20

事業計画基本計画書

1. 基本方針

(1) 目的

本計画は、大規模災害の発生において、利用者、職員及びその家族の安全を確保しながら法人の事業を適切に継続・運営することを目的とする。

(2) 適用範囲

本計画は、地域密着型通所介護（デイサービスまほろば）、居宅介護支援事業所（ケア°ランステーションまほろば）、養育支援事業に対して適用する。

(3) 基本方針

有限会社まほろば（以下当法人）は、以下の基本方針に基づき持続計画を行う。

基本方針
人命の安全（利用者及び職員等） <ul style="list-style-type: none">利用者及び職員とその家族及び関係者（取引先・来訪者等）の安全確保を最優先する。
法人の経営持続 <ul style="list-style-type: none">地域密着型通所介護、居宅介護支援事業、養育支援事業の利用者の生活のため経営持続をする。
地域との協調 <ul style="list-style-type: none">地域の一員として、地域住民、周辺自治体との協調に努める。ボランティアの派遣・受け入れ等、また救助品等の配分、供給に努める。
介護避難所の開設 <ul style="list-style-type: none">介護施設として、施設の有している機能と介護職員の持っている能力を挙げて「介護避難所」を開設し、地域住民の安全を図ります。

(4) リスクの把握

・ハザードマップなどの確認



・被災想定

【自治体公表の被災想定】

〈過去の災害〉

【北谷町大雨洪水災害】(令和6年6月12日)

沖縄県内各地で警報級の大雨となった12日。沖縄本島中南部、本島北部では早朝から夜間まで大雨警報（土砂災害）の発令が続いた。北谷町吉原の白比川沿いの町道では幅約6メートル、高さ約1.5メートルにわたって土砂崩れが起き、倒木もあった。沖縄署は土砂崩れのあった現場近くの3世帯に避難を呼びかけた。

被害想定（過去の災害を踏まえて）

◆施設への影響

(風水害) 北側急傾斜地の崩壊と浸水

- ・想定外の記録的大雨によって北側急傾斜地の頂上部から、施設の敷地内に大量の雨水が流れ込む危険性がある。
- ・施設内北側「職員ロッカー室」「静養室」が面している斜面が崩壊する土砂崩れの危険性がある。

(地震) 土砂崩れ

- ・北側急傾斜地の崩壊による土砂崩れ
- ・北側擁壁の崩壊

(火災) 屋内からの出火

- ・当施設では火気を使用しないが、屋外にガス給湯器がある。

近隣からの出火

- ・近隣から火災が発生しても、施設内への延焼の可能性は低い。多少の煙が流れても、窓を閉め切れば防ぐことが可能。

◆道路への影響

- ① (有)まほろばの敷地は、標高90.5mに位置しており前面道路、西側道路は冠水の恐れなし。

②(有)まほろばの敷地南側前面の県道 24 号線、こう配（下り坂）を経て、宇地原地区で国道 58 号とつながる。その区間約 2.4 km に急カーブ、道路外との段差が多くみられ、崩落する恐れあり。

◆橋梁：なし

◆路線バス：あり

停電時のライフライン

上水：屋上貯水槽（ステンレス 2000L）から給水される。

下水：－

電気：－

ガス：ガスを使用中に震度 5 以上の揺れがあった際にガスマーターが停止する。ガスマーターが停止した際は、給湯器リモコンを一度切り、ガス機器もすべて止める。その後ガスマーターの表面にある復帰ボタンのキャップを開け、しっかりとボタンを押す。3 分後に復旧。給湯器リモコンの電源を入れる。

ガス漏れやガスの臭いがするときは、ガスの使用をやめて、器具栓、ガスの元栓、ガスマーターバルブ（メーターガス栓）および容器バルブをすべて閉めて、LP ガス販売店か緊急時連絡先（白石ガス：098-972-4188 もしくは 080-9255-0361）に連絡する。

通信：－

2. 危機管理体制

(1) 危機管理体制の整備

代表取締役は、大規模な危機等が発生したときには、危機管理対策本部を設置する。

危機管理対策本部

構成…対策本部長、対策副本部長、危機管理委員

内容

- ・当法人における調整機能の確保
- ・当該事業所と協力し、関係者の安否確認
- ・当該事業所と協力し、関係者の避難、救助
- ・各事業所との連携システムを確保し、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの確保及び早期復旧
- ・外部機関等へ人材の派遣、救護、救援物資の提供等の救助に係る協力依頼
- ・当該事業所と協力し、被害等に関する情報収集、伝達及び関係機関への報告
- ・当該事業所と連携・協力し県、市町村、その他関係機関との連絡調整
- ・役員会・運営推進会議の構成員との連絡、調整

※危機管理対策本部に対策本部長を置く

対策本部長は代表取締役をもって充て、危機管理対策本部の総括を行う。

※危機管理対策本部に対策副本部長を置く

対策副本部長は取締役をもって充て、対策本部長を補佐し、対策本部長が不在、事故等にあった場合は、その職務を代行する。

※危機管理対策本部に危機管理委員を置く

危機管理委員は通所管理者、居宅管理者、主任、介護職員を充てる。

(2) 担当と役割

危機管理対策本部各担当の役割と担当者・担当部署は以下のとおりとする。

対策本部の実施項目		担当者	代行者
分類	主な項目		
事業所内 支援活動	【総務関連】 □備蓄品（非常食・生活用品）の配布 □対策本部員・応援要員の支援（食事、宿泊等） □建物・備品等の被害状況の確認 □電気、ガス、水道、電話等のライフラインの確保及早期復旧	対策副本部長、危機管理委員（各管理者、主任、介護職員）	介護職員、訪問支援員
	【人事関連】 □職員及びその家族の安否確認	対策副本部長、危機管理	介護職員、訪問支援員

	<input type="checkbox"/> 医療機関・保健所等との対応 <input type="checkbox"/> 役員・構成員への連絡	委員（各管理者、主任）	
	【情報システム関連】 <input type="checkbox"/> 各事業所との連絡システムの確保 <input type="checkbox"/> 情報システム環境の整備 <input type="checkbox"/> 通信連絡手段の確保	対策副本部長、危機管理委員（各管理者、主任）	介護職員、訪問支援員
業務運営活動	【事業継続関連】 <input type="checkbox"/> 利用者等関係者の安否確認 <input type="checkbox"/> 使用者等関係者の避難・救助安否確認 <input type="checkbox"/> 重要業務の復旧・休止指示 <input type="checkbox"/> 重要業務の継続および休止等の対応支援・指示	対策副本部長、危機管理委員（各管理者、主任）	介護職員、訪問支援員
法人外連携活動	【情報収集・調整関連】 <input type="checkbox"/> 地域の被害状況確認 <input type="checkbox"/> 県・各市町村・業界団体、地域との調整 <input type="checkbox"/> 法人外への情報発信 <input type="checkbox"/> ボランティア等の受け入れ	対策副本部長、危機管理委員（各管理者、主任）	介護職員、訪問支援員
	【広報関連】 <input type="checkbox"/> マスコミ等への情報発信 <input type="checkbox"/> 外部関係機関等からの問い合わせ対応	対策副本部長、危機管理委員（各管理者、主任）	介護職員、訪問支援員

3. 重要業務

(1) 重要業務

災害発生時においても優先的に継続もしくは復旧させる業務を以下の観点から選定する。

- ・利用者の生命を第一に考える。
- ・居宅、支援サービスを行っている事業を優先する。

【重要業務一覧表】

サービス名	業務名
地域密着型通所介護 居宅介護支援事業所 養育支援事業	① 利用者への補水
	② 利用者への清潔保持、衛生管理、介助、支援
	③ 利用者への心のケア
	④ 利用者への住居スペースの提供

※居宅介護支援、養育支援については特別に支援を必要とする利用者（全項目）

※地域密着型通所介護については特別支援を必要とする利用者（④の項目）

※入浴、その他余暇活動等の提供に関しては、状況が整い次第サービスの提供を行う。

(2) B C P 発動時の対応方針

- ・B C P を発動した際は、重要業務を優先的に継続もしくは復旧させるために他の業務に従事して

いる職員や必要な資材・資金等を適宜重要業務に振り分ける。

4. 教育・訓練

・ B C P の概要や重要性について法人内に周知させるため定期的に職員に教育を実施する。また本 B C P に示す対応を法人内に根付かせ B C P の実効性を向上させるため定期的に訓練を実施する。

5. B C P の見直し

・ B C P の実効性を維持するため定期的に B C P 全体にわたる見直しを実施する。伏せて教育・訓練の結果や組織変更等によって B C P を見直す必要が出た際にも隨時 B C P の見直し・修正を実施する。

事業継続計画書（地震編）

1. 被害想定

(1) 想定する災害

震度5強以上の地震を想定する。

(2) 想定される災害状況

上記地震が発生した場合の被害状況を以下のとおり想定する。

<周辺の被害状況>

項目	想定される被害内容	
電気	・地震発生から3日間程度停電する。	
上下水道	・地震発生から2週間程度停止する。	
ガス	・地震発生から1～2週間程度停止する。	
情報通信 (固定電話、インターネット)	固定電話 ・通信規制のため1週間程度はつながりにくくなる。	インターネット ・停電やケーブル断線のため1週間程度使用できない。
情報通信 (携帯電話、通話、メール、SNS)	通話機能 ・地震発生から1週間程度はつながりにくくなる。	メール機能 ・遅配するものの当日から使用できる。
道路	・高速道路や一般幹線道路は、緊急輸送車両以外の通行が禁止され被害の少ない地域から徐々に一般車両の通行が再開する。 ・その他の道路では、車両の混雑の影響で渋滞が発生する。	
鉄道	・3日間程度は鉄道の運行が完全に停止し、被害状況の確認後被害の少ない地域から順次運行が再開される。	
物流	・緊急輸送物資以外の輸送は困難な状況が続く	
燃料	・ガソリンスタンドの営業停止や輸送能力の低下により燃料が不足する。	

<法人の被害状況>

項目	想定される被害内容
利用者	・設備、什器類の移動・転倒や耐震性の低い建物の大破・倒壊等によって一部の利用者が負傷する。
職員	・設備、什器類の移動・転倒や耐震性の低い建物の大破・倒壊等によって一部の職員が負傷する。 ・交通機関の停止や職員および職員家族の負傷により、一部の職員の出勤ができなくなる。
建物 (壁、柱、床、梁、屋根、階段等)	・耐震性の低い建物の大破・倒壊等の大きな被害が発生する。 ・建物自体が被害を受けなくとも天井の一部が落下したり、蛍光灯、窓ガラスの一部が落下・飛散する被害が発生する。 ・地盤が液状化した場合、建物に傾斜等の被害が発生する。
設備・什器類 (空調機、PC、コピー機、ラック等)	・固定していない設備・什器類が移動・転倒する。 ・公用車等、使用不可(破損等)

情報・データ	・未固定の基幹システムやサーバーが転倒・倒壊する。 ・バックアップを取っていないデータが失われる。
資金	・事業が停止した場合、収益が減少する。 ・建物・設備等の被災により、修繕・再調達費用が発生する。

2. 地震直後の初動対応

(1) 危機管理対策本部の設置

以下の事態が発生した場合に危機管理対策本部を設置する。

- ・拠点で震度5強以上の地震が発生した場合
- ・対策本部長（代表取締役）が緊急に対応する必要があると認めた場合

【危機管理対策本部設置後の職員の初動対応】

- ・職員において通信機器等が使用できない場合は、24時間以内に当該事業所に出勤し安否確認を行う。
- ・危機管理対策本部が立ち上ると危機管理対策本部要員は事業所被害状況、利用者、職員の安否確認等が取れ次第、自動的に参集する。

【危機管理対策本部設置後の初動対応】

- ・危機管理対策本部要員は、対策本部長、対策副本部長、危機管理委員（通所管理者、居宅管理者、主任）とする。
- ・通信機器等が使用不可能な場合においては、危機管理対策本部への連絡、報告手段を確保するとともに地震発生から概ね2時間以内には危機管理対策本部要員を派遣する。

※危機管理対策本部は、通所ホールに置くこととする。

(2) 初動対応

地震発生時における初動対応を以下のとおり定める。

項目	対応内容
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の安否を確認する。 ○ 職員とその家族の安否を確認する。 <p>安否確認手段：電話、メール、災害伝言ダイヤル171</p>
利用者、職員の帰宅	<p>利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として安全が確認できるまで待機とする。帰宅の判断は下記の判断基準を参考に指示する。 <p>判断基準：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ 安全に帰宅できるようになった場合。 ：家族に直接引き継げる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通所利用者に対して帰宅支援を行う <p> 支援内容：自宅までの送迎</p> <p>職員</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として安全が確認できるまで待機とする。帰宅の判断は下記の判断基準を参考に指示する。 判断基準：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合。
被害状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点内の被害状況を確認する。 確認内容：建物、水、ガス、電気、電話、設備、什器類など
二次災害の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次災害発生の恐れのある箇所に対して二次災害の防止措置を施す。 防止措置：火災による消火活動、余震、降雨等による水害、土砂災害等の危険箇所の点検、ガス等の供給コックやバルブの閉鎖、建物被害の修繕。
被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震関連情報を収集する。 情報元：公共放送、インターネット、無線電話、最寄りの消防署、警察署など ○ （各事業所の被災が複数ある場合）被害状況を確認・集約する。 ○ （取引先が被災地に所在する場合）取引先の被害状況を確認する。
対外的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係機関等へ被害状況について連絡する。 連絡手段：電話、メール、HPで発信、無線電話、自動車、徒步等により連絡する。

3. 事業継続対応

(1) BCPの発動基準

BCPの発動および解除は対策本部長が指示する。

段階	発動基準
BCP発動	<p>以下の指標を総合的に勘案して事業の継続に著しい影響があると判断される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通網の寸断や職員の負傷等による出勤可能な職員の不足 ○ 法人使用の建物や設備等の被害状況 ○ 電気、上下水道、ガス、通信等のインフラの途絶 ○ 食糧等の状況
BCP解除	上記指標等の障害が回復し事業への支障が解除されたと判断される場合

(2) 目標復旧期間と目標復旧レベル

大規模災害（危機）発生時における継続・早期復旧すべき事業とそれらの目標復旧期間を法人全体分で下記のように定める。

事業所名	目標復旧期間
デイサービスまほろば	1日～10日
ケア°ランステーションまほろば	1日～7日
養育支援事業	1日～7日

(3) 事業継続のための方針

イ. 通所事業再開に関して必要な経営資源は以下のとおりとする。

● デイサービスまほろば

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	介護職員 2人以上
施設	日中活動が行えるスペース等の確保
設備	冷蔵庫、給湯器、業務に必要なもの
備品・消耗品	食器、テーブル、椅子、遊具等
ライフライン	電気、ガス、水道、道路整備
情報	緊急時の連絡が行えられるように固定・携帯電話の復旧
移動車両	送迎車両及び燃料など
外注先	配食サービス

ロ. 居宅介護支援事業再開に関して必要な経営資源は以下のとおりとする。

● ケアプランステーションまほろば

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	介護支援専門員 1人以上
施設	机と椅子が置けるスペース
設備	机、椅子、PC、プリンターなど
備品・消耗品	机、椅子、用紙、筆記用具など
ライフライン	電気、ガス、水道、道路整備
情報	緊急時の連絡が行えられるように固定・携帯電話の復旧
移動車両	送迎車両及び燃料など

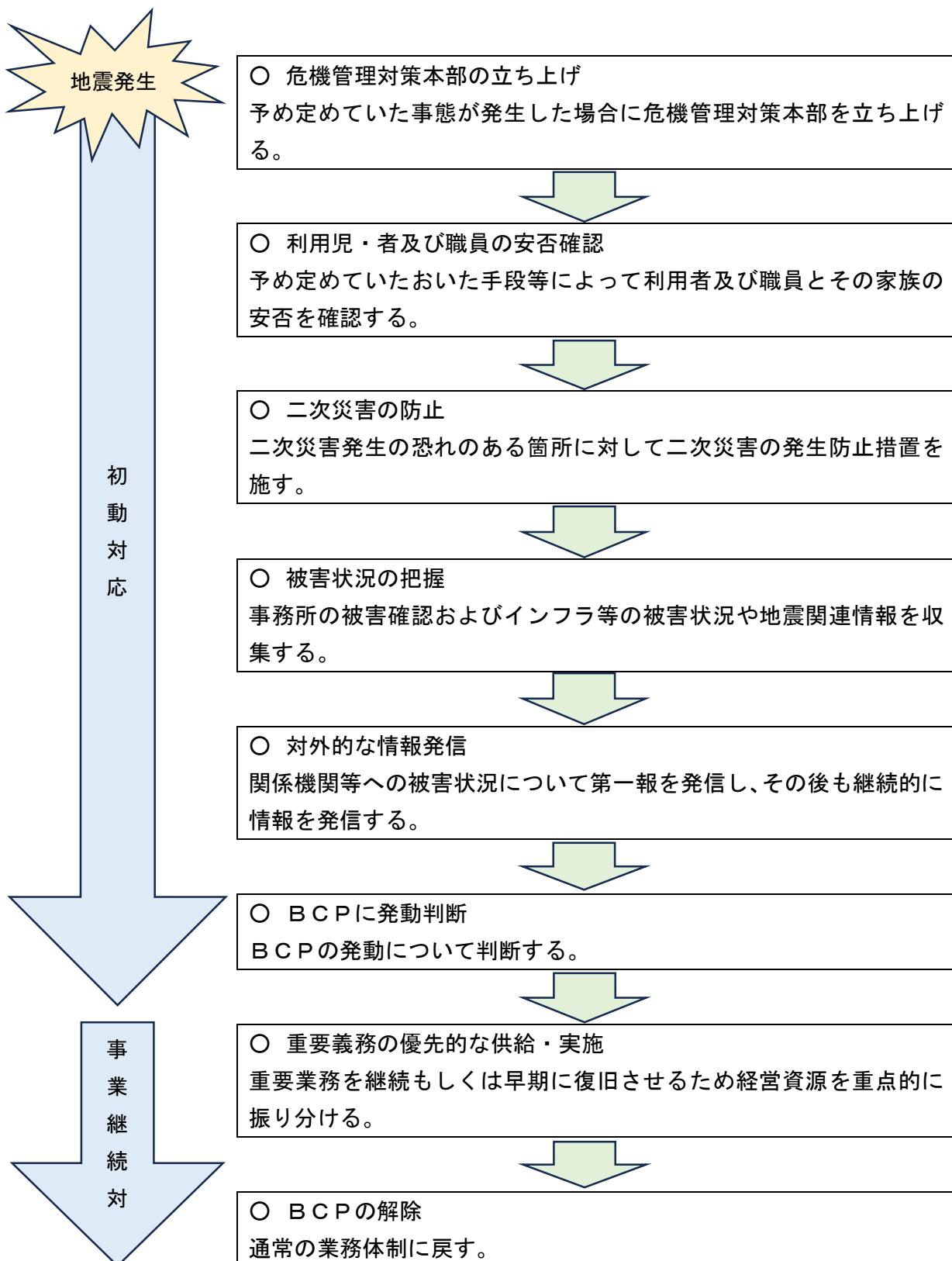
ハ. 養育支援事業再開に関して必要な経営資源は以下のとおりとする。

● 養育支援事業

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	訪問支援員 1人以上
施設（利用者宅）	日中活動が行えるスペース等の確保
設備	冷蔵庫、調理器具、給湯器、支援業務に必要なもの
備品・消耗品	食材、食器、テーブル、椅子、遊具等
ライフライン	電気、ガス、水道、道路整備
情報	緊急時の連絡が行えられるように携帯電話の復旧
移動車両	車両及び燃料など

4. 地震発生後の対応の流れ

大規模地震発生後における、初動対応から事業継続対応に至るまでの流れを以下に示す。



事業継続計画書（感染症編）

1. 感染想定

(1) 想定する感染症

- ① 新型コロナウイルス
- ② インフルエンザ
- ③ ノロウイルス、他

1. 感染症発生直後の初動対応

(1) 危機管理対策本部の設置

以下の事態が発生した場合に危機管理対策本部を設置する。

- ・新型コロナウイルスの陽性者が職員又は利用者に発生した場合
- ・インフルエンザ、ノロウイルス、他の感染症が集団発生（3名以上とする）した場合

※集団発生とは公的機関に報告義務（感染者5名以上）が発生した場合

- ・危機管理対策本部要員は、対策本部長、対策副本部長、危機管理委員（通所管理者、居宅管理者、主任）とする。

※対策本部長が対応できない場合は対策副本部長が代理として全指揮を行う。

※危機管理対策本部は、事務室に置くこととする。

(2) 初動対応

感染症発生時における初動対応を以下のとおり定める。

項目	対応内容	担当
家族連絡	▶契約者へ電話連絡	管理部
関係機関へ連絡	▶下記関係機関に電話連絡し状況を伝える ① 中部福祉事務所（保健所） ② 北谷町高齢福祉課・地域包括支援センター ③ 居宅介護支援事業所（担当ケアマネ） ④ 取引業者（配食サービス等）	管理部
職員連絡	▶全職員連絡	通所部
情報公開	▶上記関係機関への連絡完了次第HPにて公開 ※行政と連携し対応する。	広報部
環境整備	▶施設で定めるゾーニング（区域分け）を行う。 ※行政と連携し対応する。	管理部
具体的なケア	▶施設で定めるマニュアルに従い実践する。 ※行政と連携し対応する。	管理部

3. 事業継続対応

(1) BCPの発動基準

BCPの発動及び解除は対策本部が指示する。

段階	発動基準
BCP発動	以下の指標を総合的に勘案して事業の継続に著しい影響があると判断される場合 ▶感染症の蔓延状況 ▶サービス提供体制（人員配置等）状況 ▶利用者・職員の安全確保状況
BCP解除	上記指標等の障害が回復し事業への支障が解消されたと判断される場合

(2) 目標復旧期間と目標復旧レベル

感染症発生時における継続・早期復旧すべき事業とそれらの目標復旧期間を法人全体分で下記のように定める。

事業所名	目標復旧期間
デイサービスまほろば	1日～7日
ケア°ランステーションまほろば	1日～7日
養育支援事業	1日～7日

(3) 事業継続の方針

感染症発生時の事業継続戦略を以下のとおりとする。

【事業継続戦略】

① 環境整備

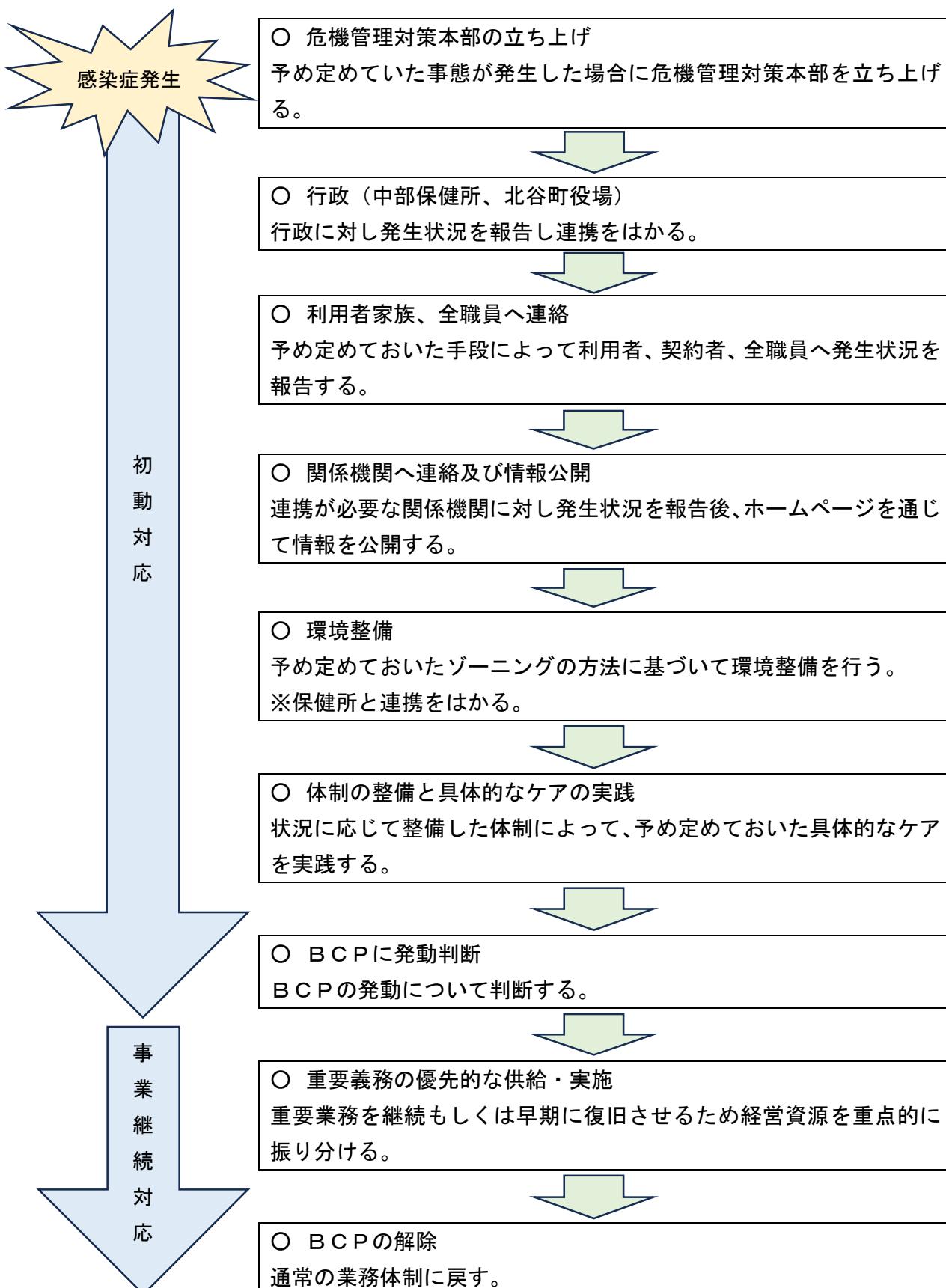
- イ. 感染拡大を防ぐためのゾーリングの実施
- ロ. サービスの質の確保

② 体制整備

- イ. 職員体制の整備（法人内事業所間で協力体制をとる）
- ロ. 食事提供の確保（配食サービス業者と連携）
- ハ. 必要物資の確保（在庫管理）
- 二. 関係機関（行政・保健所）との連携

4. 感染症発生後の対応の流れ

感染症発生後における、初動対応から事業継続対応に至るまでの流れを以下に示す。



本計画書は令和 6 年 11 月 1 日より施行する。